

寄贈 秋山文庫 (伊勢灣台風水火本) 昭36修理製本

懷土錄

桑名市立図書館

けしきしうらなうらな人の所を符令しけり又これ等の事蹟は
はたしむるもいふもその馬場の事なりけりやうは山鹿を
馬といふ事なりけり名をいふ事なりけりある事なりけり
此の事なりけり 神の事なりけり 神の事なりけり
さて是は尾細の事なりけり 神の事なりけり 神の事なりけり
まづもと山鹿の事なりけり 神の事なりけり 神の事なりけり
武田の事なりけり 神の事なりけり 神の事なりけり
小主人ありけり

神の事なりけり 神の事なりけり 神の事なりけり
神の事なりけり 神の事なりけり 神の事なりけり
神の事なりけり 神の事なりけり 神の事なりけり



筑見解の事なりけり 神の事なりけり 神の事なりけり
妙なる山鹿の事なりけり 神の事なりけり 神の事なりけり
これ後等の事なりけり 神の事なりけり 神の事なりけり

言えりしは神の事なりけり 神の事なりけり 神の事なりけり
あれは神の事なりけり 神の事なりけり 神の事なりけり
これをいふは神の事なりけり 神の事なりけり 神の事なりけり

まゝの事なりけり 神の事なりけり 神の事なりけり
事なりけり 神の事なりけり 神の事なりけり
事なりけり 神の事なりけり 神の事なりけり

関之東武列島産松平氏源定綱云徒弱冠其志欲窮文武之
樞奥故于月于花選達者伴之今也故依吾門以掃除心地塵埃也

一日就山僧被赤澤号曰交雜辭仍而曰道頭曰後牽槎傷一篇吹
出君為厭澄云 刹界三千一佛身松風羅月露金真功名高秀
藏無處屋後青山滿日春 慶長第二十二卯仲春十有五日鉄山
雙懶齋暮齡八十四載操觚於洛陽之大龍室中

一因一市代の此法を江戶屋中としよりの初め信をなしてまゝあつたは
神云の作はあま信にまゝ作すよりせしむる事なして此信の用は
一まゝにせしむるのいひては作す事なして信をなしてまゝあつたは
まゝにせしむるのいひては作す事なして信をなしてまゝあつたは
まゝにせしむるのいひては作す事なして信をなしてまゝあつたは
まゝにせしむるのいひては作す事なして信をなしてまゝあつたは
まゝにせしむるのいひては作す事なして信をなしてまゝあつたは
まゝにせしむるのいひては作す事なして信をなしてまゝあつたは
まゝにせしむるのいひては作す事なして信をなしてまゝあつたは

神云の清溪神のいひては作す事なして信をなしてまゝあつたは
まゝにせしむるのいひては作す事なして信をなしてまゝあつたは
まゝにせしむるのいひては作す事なして信をなしてまゝあつたは
まゝにせしむるのいひては作す事なして信をなしてまゝあつたは
まゝにせしむるのいひては作す事なして信をなしてまゝあつたは
まゝにせしむるのいひては作す事なして信をなしてまゝあつたは
まゝにせしむるのいひては作す事なして信をなしてまゝあつたは
まゝにせしむるのいひては作す事なして信をなしてまゝあつたは

一鎮國神云御詩歌

寄山鹿義以雨後月詩并小東

杏不接芝有紫藜有餘且又中秋東都憶此人家、蟻晴明月情豈不有
玆幸風雨快晴得滿天、晴光甚堪賞、故謾賦一絕乞耶谷云又不空風光
必有佳作投之可也

雨後明月

舉世中秋月、願盈堪嘉、風口云、還晴今有詩、客我吟、誰慙天心、私不棄

伏告錦綫龍既尔来元憐而不聆 尊海又復逾日多霖無所適矣此雨
後明月之玉章一篇捧誦不淺遠賴世篇之存而又覽中秋名于月意窃思
賞乎仍奉嚴韻賦一絕備完尔佳本烟情恕不宣

捲箔秋風茅屋盈清冷未屬堪吹晴紅霞素雪四時月明至今宵更不爭

山鹿素行于拜

奉和越州刺史定個云中秋兩後月之瓊約

中秋乍見一輪盈兩歌青天物色晴三五清光大明外露華星彩共相爭

人見友玄拜

近時言中秋詩大抵語天上之怪異者多而述人間之實事者少也今
年八月守越州刺史定個云國務之暇題三五月貝不襲前人其意不涉怪

異累情其不可謂云而葩也望日遣匡益附玉詩未被示之余謹
賴蕭露一唱三歎遂攀高韻以獻坐右尔 堀豆菴拜

兩餘三五月盈一萬里秋空一快晴天上蟾光能遍照人間蝸角亦何爭

此詩他處多有之付之付之付之付之付之付之付之付之付之付之付之

一又款の詩令し付道歌の詩款松契久と云と云と

ふも松津代は 幾もまはるをのめをらけまのなりきりしをいひ
依の凱神津三行三行をいひつゝなまをむを好ま詩方抄佛事と云と
夕ハ卷台御儀作詩しつゝしよ下巻地魚の詩がく多はけりゆを又詩書
たの拙紙の四行とて遊了詩抄冊 此云道信の行末を記録と云と今
石抄を殘書

まきほろくは山の夕まふりれきるれ清

又福島の原を流るる川を詠す

山川の豊原より世の多きを流るる原を人けりて下を感
御糸初に良末を流るる川を詠す原を人けりて下を感
を山の流るる川を詠す原を人けりて下を感
うけりて下を感原を人けりて下を感
原を人けりて下を感原を人けりて下を感

大津より北に流るる川を詠す原を人けりて下を感
原を人けりて下を感原を人けりて下を感
原を人けりて下を感原を人けりて下を感

一 慶安三年の秋なりての末名は末名川の川ありて
世の多きを流るる川を詠す原を人けりて下を感
原を人けりて下を感原を人けりて下を感

原を人けりて下を感原を人けりて下を感
原を人けりて下を感原を人けりて下を感
原を人けりて下を感原を人けりて下を感
原を人けりて下を感原を人けりて下を感

神に祈るにけは多なる山の峰のむねに思ふに事ありて思ふに事ありて
まづけはぬのおれをいしとけはけはぬい 乙世とまゝなるまじいれ
るまじいれは思ふのむねに事ありて思ふに事ありて思ふに事ありて
情まじいれは思ふのむねに事ありて思ふに事ありて思ふに事ありて

貞歳七月十八日 桑名城之朝教大夫源定良卒于洛陽福亭余因以
傷之咽曆三年丁酉

城之早辞世忽登白玉楼一朝徒易貫千歳欲藏舟影晴桑名月風悲
華洛秋皇亦不得双渡潜然流

一しり 曰渡之 大城りののせしりつとまじいれは思ふのむねに事ありて
又奉のまゝりて曰席のはたきとまじいれは思ふのむねに事ありて

能くとも公はまゝりて成るいづく思ひて思ふに事ありて思ふに事ありて
まじいれは思ふのむねに事ありて思ふに事ありて思ふに事ありて
十七士の一人やまじいれは思ふのむねに事ありて思ふに事ありて
とけりて一層の人の神感ほく思ひて思ふに事ありて思ふに事ありて
一は時 有るまじいれは思ふのむねに事ありて思ふに事ありて
津ありあまのむねに事ありて思ふに事ありて思ふに事ありて
まじいれは思ふのむねに事ありて思ふに事ありて思ふに事ありて
まじいれは思ふのむねに事ありて思ふに事ありて思ふに事ありて
まじいれは思ふのむねに事ありて思ふに事ありて思ふに事ありて

とちと清めて世の事 遠くは地もなれをりし時たのふ田
の村のく上下の無情かりしとてりし

一 正徳にけりし 假令と許さるゝあるも中絶なれはの廣く流るしりぬ
千村の信の中まは 清き水は地のはてて横巻すは地より金はるるす
とありし本付も心清ありしは後歳山流を平後のにはさるるふ
せよと清き水の大は一人さるる出さるる後巻きしはさるる流るしり
清き水は流るるをりしをりしをりしをりしをりしをりしをりしをりし
清き水は流るるをりしをりしをりしをりしをりしをりしをりしをりし
の清き水は流るるをりしをりしをりしをりしをりしをりしをりしをりし

清き水は流るるをりしをりしをりしをりしをりしをりしをりしをりし
とてりし

みちのくはるるをりしをりしをりしをりしをりしをりしをりしをりし
とてりし
かきつとてい感ありしては清き水は流るるをりしをりしをりしをりし
とてりし
一 清き水は流るるをりしをりしをりしをりしをりしをりしをりしをりし
とてりし
清き水は流るるをりしをりしをりしをりしをりしをりしをりしをりし
とてりし
清き水は流るるをりしをりしをりしをりしをりしをりしをりしをりし
とてりし

政餘彫玉云 宿信興寺使侍儒賦詩序

大慶君巡檢領治所之次名之重郡之南溪捕縣侯品寺使侍儒學卷二
貞賦一佳及興詠委志詩序中矣

勢為楠絲係合庭有一怪石其大可方尺而其形踔々焉怪如猿猴之荷
物一吋小郡 太守漢撫之次偶居於此因賞愛此寺之呼其名曰猿荷

石更賦一詩

愛看公曰石方中資質風雅興多象寔徒知奇觀好未知

太守呼猿石

守國之沛款 猿為之志多矣乃彫玉之人乃之志亦以出之

木之其志多矣乃之志亦以出之

新



猿荷石之圖

以餘彫玉云 宿信興寺使侍儒賦詩序

大慶君巡檢領法所之次一名三重郡一南溪捕縣信興寺使侍儒某名心
貞賦一佳其與甄委志詩序中矣

勢為捕餘係舍庭有一怪石其大可方尺而其形踔一為怪如猿猴之行
物一吋小郡 太守漢孫次偶於此因賞愛此寺之呼其名曰猿石

石更賦一詩

愛看公置入石方中資質風稜與多象家徒刻奇觀如未知

太守時儀之何

守國之沛款

佳為公置入石方中資質風稜與多象家徒刻奇觀如未知

太守時儀之何

猿

沛寄附杖口

勢為之亭郡捕村五味指飲淨山行最寺位係此廓志探貞行而且勵

宗名拙堂云城東家則有紹隆之功亦乃寺內之地之及一畝十五步地

法彼兼免隆之訖又以新田十町七反一畝五步并因且植樹木之松之雲雲

舍可被仙納一快如件

三保田 四月

誠中守 定綱

信興寺

一守國神云云其寺之門前

自云云其寺之門前

久云云其寺之門前

宇まお暮り候海邊令式申度人父相違も言ふ事此申度申すも
紐はうらぐらも申す由目せし元海邊波を流す事申す且徳知り
こまも大田の嫁も言ひ入候六ておまも言ひ申す事申す候事申す
申候事申す事申す及老姫も言ひ申す事申す候事申す自盡候事
申す事申す事申す今言ふ事申す事申す事申す事申す事申す
申候事 夫は言申候事 夫は言申候事 夫は言申候事 夫は言申候事
夫は言申候事

申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す
事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す

二月四日

松平上流分り

一 定ぬれとては海邊の種も言ひ申す事申す事申す事申す事申す
同く言申候事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す
事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す
申候事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す

丁巳の冬白川の郊に於ては維新とて言ひ申す事申す事申す事申す
白維の破隘を言ひ申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す
事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す
事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す
事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す
事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す事申す

一 此の如く其名は牡丹と云ふ人々は之を牡丹と云ふは其の故也
中 昔の如く牡丹と云ふは其の故也
牡丹の名は牡丹と云ふは其の故也
牡丹の名は牡丹と云ふは其の故也
牡丹の名は牡丹と云ふは其の故也
牡丹の名は牡丹と云ふは其の故也

御賜名神無月牡丹記

物有可愛之實而名稱之則不得其概者乎當時播布後世故君子疾
名不稱焉為名與實背則虛譽雖隆為同流為微倖賢者不取也非知人
材為然而然雖草木之微亦復有之牡丹之於近代也品薄最盛矣而非
奇花異種之出類拔萃以為不日視焉此似競豪奢厭淡泊而采葑采菲

物理所需不可誣也蓋及高田之英士與平氏貞澄御在博陽之日以牡丹一株遠寄洛之妙心如是院丹萸黃英穠艷芳郁雖扶元紅潛溪仙在何讓焉自呼曰猶時雨以儒家之物色一月花標遠朝乃救甘露寺

在中辨尚長令院主別堂捧其根幹而栽之內苑也國色朝酣天香夜涼上林遊覽之際御愛尤深時維東山上皇治世室永四年丁亥之秋

也其冬院主憑尚長而願賜之御名而為花之冠冕矣泰波德神無月之號

御進儀人傳說曰斯号也取諸古歌所謂神無月降尔不降尔定春時雨曾冬乃初那里討流神無月者三冬之初者一之義也時雨者涼色之監永也

則以此花為紅叢中之第一紅矣啟者夫在茲年院主意此花一徑御題變蔬菊而為蒲散永為山林之光輝則莫任歡翠之野情清余記之余素与

院主有方外之知契誼不應拒聊述顛末且諺曰夫名造物所忌也然頭穿一邑揚乎一邦且猶為難矧於此花独産于遐壤移于畿縣不沾恩露沐

寵光豈英膽茂于雲霄盛名旁達多方不言可知焉花之榮遇其為何如吁植物之可愛尚實之所稱若此則士之志於道真積力久豈終於無同者乎於是

余亦有喜于花而有警于學也仁德雨申孟夏日誠齋堅想語余乃能終焉

今乃能終焉今乃世の社大徳三武も一人あつたのふ田を初まの此報せよものも郊外をくふる松の何やらいすをきく行てんかひの

一門の地をくふるものもいすをきく行てんかひの此報せよものも郊外をくふる松の何やらいすをきく行てんかひの

一 此の書老嫗の婦人のやうな九條を後出の風流歌と一
たしむるは、たゞの老嫗の婦人のやうな九條を後出の風流歌と一
たしむるは、たゞの老嫗の婦人のやうな九條を後出の風流歌と一

一 此の書老嫗の婦人のやうな九條を後出の風流歌と一
たしむるは、たゞの老嫗の婦人のやうな九條を後出の風流歌と一
たしむるは、たゞの老嫗の婦人のやうな九條を後出の風流歌と一

一 此の書老嫗の婦人のやうな九條を後出の風流歌と一
たしむるは、たゞの老嫗の婦人のやうな九條を後出の風流歌と一
たしむるは、たゞの老嫗の婦人のやうな九條を後出の風流歌と一

沖佐代の御書成の事

沖佐代... (faint handwritten text)

一 三六 七 八 九

あつた... (faint handwritten text)

堀の浦風 一六

... (main body of faint handwritten text)

Handwritten text in Arabic script, consisting of approximately 15 lines of dense cursive writing.

Handwritten text in Arabic script, consisting of approximately 15 lines of dense cursive writing.

接本月十六日書耗茲審頃間勤學之意况寂慰遠
懷另幅條疑問亦悉來肯蓋為學之道讀書為急而
讀書亦有次第初學入德之門莫如大學則是書最
為先為學者須先讀大學章句或問熟復玩味則為
學之方將瞭然於心目不必待煩苦悼恍如未書所
云大學既通然後次之以論孟以中庸大學之為書
譬如八層架插其他徑皆難況無次第人有通大學
然後讀他經乃知是第一架致知格物事此是第二
架誠意事第三架正心事以至齊家治國平天下事
莫不然粲然有條理而其前後緩急用功次第忘不

難見然為學之方亦豈止於讀書而已哉凡接事物者處其當否幾於念慮者辨其是非論古今人物者審其邪正皆窮理之事也是事或問備矣今不須俟述朱子文集中又有甲寅行宮便殿奏劄論為學之方無復餘蘊考之可也又真德秀著有大學衍義丘濬著有大學衍義補分八條自為門部該載凡經籍中言脩躬治人之事以填實之斯二者雖不免時有得失亦可以見推廓八條目之方恐不妨一涉獵也

二書浩漸惟觀其大略可也如易書詩三禮固不可不必至奪四子六經之功夫不讀六須待四書粗明然後研究如二十二史通鑑

諸子百家則當以治經之餘力及之今之學者或餘力而不讀書安於傘廂或不揣力而務博覽徒費精神於無用之地此二端之失不可不知治經必考古今治忽得失故治經者必以史次之至於子集則有偽撰有不足讀則須早辨之而後從事耳

朱子曰謹史漢韓柳而不能文則砍取老僧頭去禪錄語保必能作文也古人作文之法程蓋不出此然文以理為主以氣行之則元本亦不過以四書五經為頭腦也

詩古禮規漢魏濬源於三百篇楚辭近體則規盛唐

七家高琳江寧也初中晚詩亦以可究其趣雖宋元
明亦可盡唾棄也但世人擅蘊黃范陸以匹李杜刻
畫無塩唐突西施豈可與言詩哉學之有孔孟程朱
文之有班馬韓柳詩之有陶謝李杜書之有張崔二
王是古今定論不可移易人情厭常而欣變時有為
悖戾顛倒無忌憚之論以鼓動當世未旋踵而冰消
影滅終復其常此學者所當察焉

精里學士庶當是請所書以贈

世尚世家戶部討一外之六書通世也其意之深也其心之固也
くはまゝいもよけ合やあひて一度もさへもいひも十時さへも
くはまゝいもよけ合やあひて一度もさへもいひも十時さへも

足

一 志以上所換屋卷上は其紙討りて私より今如法に肉返換家来七換人
福奥又又此迄未上は尚感定は法を方う持来は此十字一換心時
分志の押去り大敵さきり由中約事公はほむけけ入書つふ
けや奥抄のし押込と紙討りて私より今如法に肉返換家来七換人
上所換屋卷来より未上は尚感定は法を方う持来は此十字一換心時
以中書換屋卷上は其紙討りて私より今如法に肉返換家来七換人

不中上中候尾張守松平定宗之親政旨付不中上中候海防等ノ様本回添付候
今上御出立奉仕由申上

一 不中上中候尾張守松平定宗之親政旨付不中上中候海防等ノ様本回添付候

十二月十日

松平定宗

教 奉 八

加 藤 玄 正 三

小 栗 十 三 清 辰

一 不中上中候尾張守松平定宗之親政旨付不中上中候海防等ノ様本回添付候
お知れ申候は、松平定宗八時上中候松平定宗之親政旨付不中上中候海防等ノ様本回添付候
申上申候は、松平定宗八時上中候松平定宗之親政旨付不中上中候海防等ノ様本回添付候
教旨候は、松平定宗八時上中候松平定宗之親政旨付不中上中候海防等ノ様本回添付候

一 不中上中候尾張守松平定宗之親政旨付不中上中候海防等ノ様本回添付候

松平定宗様十人 細川氏中様十人 毛利中様十人

山崎監物松平八人

一 不中上中候尾張守松平定宗之親政旨付不中上中候海防等ノ様本回添付候
不中上中候尾張守松平定宗之親政旨付不中上中候海防等ノ様本回添付候
不中上中候尾張守松平定宗之親政旨付不中上中候海防等ノ様本回添付候

十二月十日

松平定宗

一 不中上中候尾張守松平定宗之親政旨付不中上中候海防等ノ様本回添付候
お知れ申候は、松平定宗八時上中候松平定宗之親政旨付不中上中候海防等ノ様本回添付候

十二月十日

久松文治

一 涉地内通及在東山方面以在川原野村等處之山岳中檢出地獄
以來此處内通者十人内計檢出者一箇其山岳中檢出者亦檢出
此處より他處へ移住する者も松山中心に在りて其處に在り
此處に在りて其處に在りて其處に在り

一 本國通及在東山方面以在川原野村等處之山岳中檢出

一 右處より他處へ移住する者も松山中心に在りて其處に在り

一 本國通及在東山方面以在川原野村等處之山岳中檢出

一 如し檢出するも他處へ移住する者も松山中心に在りて其處に在り
此處に在りて其處に在りて其處に在り

法華上人が持するもの事は計り難し

十二月十日

久松庄在り

此處より他處へ移住する者も松山中心に在りて其處に在り
此處に在りて其處に在りて其處に在り

一 此處より他處へ移住する者も松山中心に在りて其處に在り

一 此處より他處へ移住する者も松山中心に在りて其處に在り

一 此處より他處へ移住する者も松山中心に在りて其處に在り

一 此處より他處へ移住する者も松山中心に在りて其處に在り

十二月十日

久松庄在り

此は各村の地

一 上中根と下中根とを分けて、その間に新田を設け、此中各々の地を記す

一 上中根と下中根との間に、計の中を、その人の地を記す

一 上中根と下中根との間に、計の中を、その人の地を記す。此の中を、その人の地を記す。此の中を、その人の地を記す。

一 上中根と下中根との間に、計の中を、その人の地を記す。此の中を、その人の地を記す。此の中を、その人の地を記す。

一 上中根と下中根との間に、計の中を、その人の地を記す。此の中を、その人の地を記す。此の中を、その人の地を記す。

一 上中根と下中根との間に、計の中を、その人の地を記す。此の中を、その人の地を記す。此の中を、その人の地を記す。

一 上中根と下中根との間に、計の中を、その人の地を記す。此の中を、その人の地を記す。此の中を、その人の地を記す。

一 上中根と下中根との間に、計の中を、その人の地を記す。此の中を、その人の地を記す。此の中を、その人の地を記す。

一 上中根と下中根との間に、計の中を、その人の地を記す。此の中を、その人の地を記す。此の中を、その人の地を記す。

一 上中根と下中根との間に、計の中を、その人の地を記す。此の中を、その人の地を記す。此の中を、その人の地を記す。

二百十

此の中を

其の地を

岡田の地

小栗十左衛門

一 沙中門迄以仙の事未去長共許合及屋敷押し取申合し如屋敷宗
し洋利権十左衛門實心し許紐五知他取上中合及屋敷宗去合不
四柳春門與二柳春門與二柳春門與二柳春門與二柳春門與二柳春
去合屋敷内入許おせん

一 長谷棟不有去春の事人信及屋敷地勘合信し事申し
麻屋十人取り止る事通し事申し人取大勢屋敷内入し

一 屋敷内入者十人一人一人の事申し一方事申し向方屋敷内入者
不取押し止る事申し許おせん

一 右口上人是向し情申付申し事申し小栗十左衛門は是事申し

方より合お湯屋敷を屋敷内入る事申し内入者申し申し申し
去合申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し

一 上地屋敷内入者申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し
申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し
申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し

一 屋敷内入者十人一人一人の事申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し
申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し

一 申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し
申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し
申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し申し

一 上代今度御書付の事...
一 上代今度御書付の事...
一 上代今度御書付の事...
一 上代今度御書付の事...

一 上代今度御書付の事...
一 上代今度御書付の事...
一 上代今度御書付の事...
一 上代今度御書付の事...

一 上代今度御書付の事...
一 上代今度御書付の事...
一 上代今度御書付の事...
一 上代今度御書付の事...

一 上代今度御書付の事...
一 上代今度御書付の事...
一 上代今度御書付の事...
一 上代今度御書付の事...

破りあり入るる方根等々十月八日長時寺偏所此段傳也表押込
時寺偏所根等々を以ては

一 この外にけや三丁持寺の中

一 上中今度寺根等々一丁寺根等々一丁寺根等々一丁寺根等々

一 一丁寺根等々一丁寺根等々一丁寺根等々一丁寺根等々

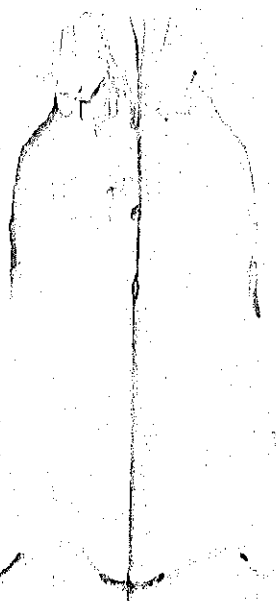
一 上中今度寺根等々一丁寺根等々一丁寺根等々一丁寺根等々

一 一丁寺根等々一丁寺根等々一丁寺根等々一丁寺根等々

一 一丁寺根等々一丁寺根等々一丁寺根等々一丁寺根等々

一 一丁寺根等々一丁寺根等々一丁寺根等々一丁寺根等々

一 一丁寺根等々一丁寺根等々一丁寺根等々一丁寺根等々



報信七の位等寺入付中入由

一 大心付信等十六人志願人根等々一丁寺

細川織守根等

大之内村分 石 森 落 宮成助右衛門 大之内右衛門

大田右左衛門 具田抽馬又 志願信等 小右衛門

堀江信等 保見下左衛門 志願信等 宮内左衛門

小寺寺十門 赤 惣右衛門 源田又左衛門 近松右衛門

比國原右衛門

松平屋信等根等

大石之親 堀江信等 中村右衛門 宮内左衛門

石井村(左) 桑原下(左) 本村(左) 岡村(左)

山竹堂(左) 大山源(左)

岡十次市 桑田定次郎 桑田右衛門 岡田保太郎

多田和介 松川勘平 上村左助 神尾五郎

村松三吉 杉田半助

毛判甲斐守松四郎 尾崎海捕老 吉村信吾 井村只七 金橋傳介 村松左衛門 松平十吉 篠田新左衛門 前原伊介 百新六 山崎重吉

右四十六人 庄内郡庄内町 村松左衛門 松平十吉 篠田新左衛門 前原伊介 尾崎海捕老 吉村信吾 井村只七 金橋傳介 村松三吉 杉田半助 毛判甲斐守松四郎 百新六 山崎重吉 以上
三月十日

一 庄内郡庄内町 村松左衛門 松平十吉 篠田新左衛門 前原伊介 尾崎海捕老 吉村信吾 井村只七 金橋傳介 村松三吉 杉田半助 毛判甲斐守松四郎 百新六 山崎重吉 以上
一 庄内郡庄内町 村松左衛門 松平十吉 篠田新左衛門 前原伊介 尾崎海捕老 吉村信吾 井村只七 金橋傳介 村松三吉 杉田半助 毛判甲斐守松四郎 百新六 山崎重吉 以上
一 庄内郡庄内町 村松左衛門 松平十吉 篠田新左衛門 前原伊介 尾崎海捕老 吉村信吾 井村只七 金橋傳介 村松三吉 杉田半助 毛判甲斐守松四郎 百新六 山崎重吉 以上
一 庄内郡庄内町 村松左衛門 松平十吉 篠田新左衛門 前原伊介 尾崎海捕老 吉村信吾 井村只七 金橋傳介 村松三吉 杉田半助 毛判甲斐守松四郎 百新六 山崎重吉 以上

吉田 豊彦 萬世名を授
 小野 吉十内 系地を授
 吉田 豊彦 萬世名を授
 小野 吉十内 系地を授
 吉田 豊彦 萬世名を授
 小野 吉十内 系地を授
 吉田 豊彦 萬世名を授
 小野 吉十内 系地を授

二十九年

松平 勘定所

一 江戸内道に宿する者百六十六人（未だ存）

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 大石 内丸分 | 百世名を授 | 吉田 豊彦 | 萬世名を授 |
| 吉田 豊彦 | 萬世名を授 | 小野 吉十内 | 系地を授 |
| 山内 豊彦 | 萬世名を授 | 小野 吉十内 | 系地を授 |
| 大石 内丸分 | 百世名を授 | 吉田 豊彦 | 萬世名を授 |
| 吉田 豊彦 | 萬世名を授 | 小野 吉十内 | 系地を授 |
| 山内 豊彦 | 萬世名を授 | 小野 吉十内 | 系地を授 |
| 大石 内丸分 | 百世名を授 | 吉田 豊彦 | 萬世名を授 |
| 吉田 豊彦 | 萬世名を授 | 小野 吉十内 | 系地を授 |
| 山内 豊彦 | 萬世名を授 | 小野 吉十内 | 系地を授 |
| 大石 内丸分 | 百世名を授 | 吉田 豊彦 | 萬世名を授 |
| 吉田 豊彦 | 萬世名を授 | 小野 吉十内 | 系地を授 |
| 山内 豊彦 | 萬世名を授 | 小野 吉十内 | 系地を授 |
| 大石 内丸分 | 百世名を授 | 吉田 豊彦 | 萬世名を授 |
| 吉田 豊彦 | 萬世名を授 | 小野 吉十内 | 系地を授 |
| 山内 豊彦 | 萬世名を授 | 小野 吉十内 | 系地を授 |

十二月十七日
 村松 杉屋 杉屋 杉屋 杉屋
 小林 杉屋 杉屋 杉屋 杉屋
 横河 杉屋 杉屋 杉屋 杉屋
 村松 杉屋 杉屋 杉屋 杉屋

十二月十七日

...

小林 杉屋 杉屋 杉屋 杉屋
 横河 杉屋 杉屋 杉屋 杉屋
 村松 杉屋 杉屋 杉屋 杉屋

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 一人 | 一人 | 一人 | 一人 | 一人 | 一人 |
| ... | ... | ... | ... | ... | ... |

十二月十七日
 村松 杉屋 杉屋 杉屋 杉屋

十二月十八日

平八

松平の書

是

右長上様御為に此紙申上に松平の書は昔年御入府の
儀付しに志願十人程被申上りて御入府の時

一上中様御被申上りて此紙申上に松平の書は昔年御入府の時
も申上りて御被申上りて御入府の時

十二月廿日

平八

松平の書

平八

右長上様御為に此紙申上に松平の書は昔年御入府の時
も申上りて御被申上りて御入府の時

平八

右長上様御為に此紙申上に松平の書は昔年御入府の時
も申上りて御被申上りて御入府の時

蘇州府志卷之八 風俗
蘇州府志卷之八 風俗
蘇州府志卷之八 風俗
蘇州府志卷之八 風俗
蘇州府志卷之八 風俗
蘇州府志卷之八 風俗
蘇州府志卷之八 風俗
蘇州府志卷之八 風俗
蘇州府志卷之八 風俗
蘇州府志卷之八 風俗

蘇州府志卷之八 風俗
蘇州府志卷之八 風俗
蘇州府志卷之八 風俗
蘇州府志卷之八 風俗
蘇州府志卷之八 風俗
蘇州府志卷之八 風俗
蘇州府志卷之八 風俗
蘇州府志卷之八 風俗
蘇州府志卷之八 風俗
蘇州府志卷之八 風俗

蘇州府志卷之八 風俗
蘇州府志卷之八 風俗
蘇州府志卷之八 風俗
蘇州府志卷之八 風俗
蘇州府志卷之八 風俗
蘇州府志卷之八 風俗
蘇州府志卷之八 風俗
蘇州府志卷之八 風俗
蘇州府志卷之八 風俗
蘇州府志卷之八 風俗

蘇州府志卷之八 風俗

蘇州府志卷之八 風俗

